

平成26年6月18日から
平成26年6月18日まで

標 茶 町 議 会
議案第37号・議案第38号・議案第39号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録目次

第1号(6月18日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第37号 平成26年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第38号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	13
議案第39号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	13
総括質疑	
後藤 勲 君	14
舘田 賢治 君	19
閉会の宣告	43

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成26年6月18日（水曜日） 午後 2時37分 開会

付議事件

議案第37号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第38号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第39号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	深見 迪 君	副委員長	林 博 君
委員	松下 哲也 君	委員	長尾 式官 君
〃	菊地 誠道 君	〃	本多 耕平 君
〃	黒沼 俊幸 君	〃	後藤 勲 君
〃	舘田 賢治 君	〃	鈴木 裕美 君
〃	田中 敏文 君	〃	熊谷 善行 君
〃	川村 多美男 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川 昌昭 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課長	島田 哲男 君
企画財政課長	佐藤 弘幸 君
税務課長	武山 正浩 君
管理課長	中村 義人 君
住民課長	佐藤 吉彦 君
住民課参事	蛭田 和雄 君
住民課参事	松本 修 君

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
やすらぎ園長	春 日 智 子 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 2時37分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時40分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村君。

○委員(川村多美男君) 委員長には深見委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には深見委員が当選しました。
休憩いたします。

休憩 午後 2時41分
再開 午後 2時42分

(委員長 深見 迪君委員長席に着く)

- 委員長(深見 迪君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長(深見 迪君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

- 委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

- 委員長(深見 迪君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(深見 迪君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村君。

- 委員(川村多美男君) 副委員長には、林委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

- 委員長(深見 迪君) ただいま川村委員から、副委員長に林委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(深見 迪君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には林委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時43分
再開 午後 2時43分

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第37号ないし議案第39号

○委員長（深見 迪君） 委員会に付託を受けました議案第37号、議案第38号、議案第39号を議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第37号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第37号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

初めに、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） 国保の関係で、非常にこのたびは4,000万円の繰り入れするわけでありませけれども、去年は4,500万円ぐらい、その前は5,000万円と、本当に住民課が中心になっているのか、なっていると思うのですが、ふれあいも入れて、何らかのやはり努力をしているのかなというふうに思うのですが、その最大のこうやって国保の繰り入れが下がってくる分については、原因をどのように押さえているのか、その辺ちょっと、押さえていないということはないと思いますから、押さえているその内容を聞かせてください。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

今、委員のほうからありましたように、一般会計の特別繰り入れの額につきましては、昨年より500万円ほど圧縮になっております。その理由につきましては、若干税収の伸びもありますので、その分での保険税の収入も見込めるということと、もう一つは昨年度、特に医療費にかかわる部分の額が少し圧縮されてきているというのもございますので、その辺を見込んで、若干努力目標も踏まえて少し圧縮をして、理事者と協議をさせていただいたという内容でございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういう税収の面もあるのでしょうかけれども、そういった努力もあったのだなと思います。

それで、ちょっとまたお聞きをするのですが、この国保のうちの対象人口というか、

この国保の対象者がどのくらいの人口で、それとこの国保の中でうちの病院、どのくらいの備品率というか、近々押さえている資料があったら、それもあわせてお知らせください。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

まず、国保の事業につきましては、被保険者数につきましては、平成25年度末で3,113名ということで、標茶の人口、今、八千三十何人という、5月末の数字だと思うのですが、大体人口の中の割合はそういう状況だということでご理解をいただきたいと思うのですが、もう一つの町立病院と国保の利用の関係でございますが、これにつきましては、25年度末での数字なのですが、国保、以前はよく老人保健も全部、後期高齢の分も町のほうで一括でありましたので、その当時は以前約3割くらいが町立病院ではないかというような話を過去にされていたということも聞いておりますが、国保単独でいきますと、割合的には13%程度になります。さらに、後期高齢も含めると28.8%ということで、約3割近い数字になりますので、以前より国保が後期高齢になる以前の状況とそんなに町立病院の利用の割合については変わっていないのかな、国保よりは後期高齢の被保険者の方々が町立病院を利用する割合が依然として引き続き利用していただいているのかなというふうに理解しております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 約3割近いわけですが、総括でしようと思ったのですが、これで質問を終わりたいと思いますから総括に回さなかったのですけれども、それでこの受診率なのですが、これ今までも町立病院の関係では国保の受診率を上げるということでやってきて努力していると思うのですが、ことし4月1日以降は今まさに新しい年度に入って動いているわけですが、25年度はどのような運動を、この受診率のための働きというか、そんなのをしてきているのか、それからまた受診率を向上するという前提でそういう計画が、特別な考えていることがあるのかどうか、それをあわせてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 私どもの住民課サイドの町立病院との関係でございますが、まず、町立病院で可能な例えば健診、予防接種等については、基本的には地元の町立病院を有効活用させながら、特別の受診体制、例えば集団での予防接種の費用を設定していただくとか、そういった関係で受診率をアップするということの取り組みを積極的にまずさせていただいています。それから、特にその特定健診等、住民健診につきましても、可能な検査につきましては、全て町立病院で受診をお願いしていますし、それから国保のドックにつきましても、病院と連動するような形での取り組みをさせていただきながら、可能な範囲で、町立病院の利用を行う形での健診関係の体制づくりを心がけて

いるところでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで努力は今後続けていただきたいと思うのですが、この28.8%の数字からいくと、かなりまたそれなりの努力をすれば、この受診率が上がっていくのではないのかなというふうに思いますので、やはりその努力をもう少し上げられるのではないかと思いますので、それに向かって努力をしていただきたいなと思います。

○委員長（深見 迪君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 農業振興費の中の委託料の中の、先ほどのご説明で、19ページの食肉加工処理施設整備事業600万円、これをもう少し詳しく、どういうことなのか、お聞かせていただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

食肉加工処理施設の動きについては、これまでもやりとりを行わせてもらっておりますので、釧路・根室両管内の組合長会の要請を受けて、今、作業をしているというのはご案内のとおりであります。

まだ結論については、この先というふうに担当課では思っているのですけれども、今、限られた時間の中でスケジュールを追って作業しておりまして、つくるとすればどこが最適なのかという作業もしております。

その中で、現在、あらあらの基本設計というのは農業団体のほうでしておりまして、現在、言われている事業費が出されているのですけれども、立地場所によって地盤強化等の費用がかかってくるということが見込まれておりまして、そのために場所を決めたときにはボーリング調査等を行わなければならないということが提示をされております。その作業がスケジュール上は7月ぐらいまでに終わらせるという予定になっておりまして、それに向けて予算をつけていただくところでございます。9月定例会まで待てませんでしたので、今定例会補正予算に、概算ではありますけれども、600万円の調査委託料を計上させていただきました。企画財政課長からボーリング調査ということで説明がありましたけれども、内訳としては、ボーリングにかかわる部分の調査については250万円で、それから確定測量等にかかわる部分ということで350万円、合わせて

600万円を見込んでおります。

○委員長（深見 迪君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 先ほどの説明と今の説明で、大体どの辺までこの場で話せるのか私もわかりませんが、前の説明の中では、5月に場所の選定、予定ではそういうふうになっておりますけれども、ただ、いろんな、正式な情報でなくても、場所もあそこに決まったとか、どういう情報も皆さん持っているかわからないものですから、情報だけ先に走って、もう場所が決まったような話も聞いているので、議会に対しても、許す限りやっぱりそういう情報というのは正確に我々は知り得る必要があると思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、町のほうで候補地を何カ所か選定をさせていただきました。それは地権者、あるいは民有地であれば地権者等のそういう条件については一切排除して、できるだけ平たんあるいは地下水がとれる、あるいは排水条件がいい、あるいは道路アクセス条件がいい、そういうこれまで申し上げてきたいろいろな条件を総合的にクリアできる場所ということで何カ所か選定をして、釧路・根室両組合長会に提示をした上で、その中での優先順位づけをしていただいたところであります。いろいろ関心が高いということで、話が行き交っているというのは私も耳にしておりますけれども、土地の交渉等が絡むことでありまして、公式的にはいろんな思惑が出てしまうとうまくいかないことも懸念されることから、もう少し確定した段階でお知らせすべきだというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 同じページの19ページですけれども、新規就農の支援事業などで工事請負費4,670万円上がっておりますけれども、この施設、これで改修ということで、この後の維持管理だとかそういう部分はどういう形で上がってくるのかなと思って、建物は町ですけれども、その後のかかる部分はどういう形で押さえているのかなとお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

計画では、今年度、事業を活用しながら施設改修に着手いたしまして、稼働については平成27年度からというふうな想定でおります。それで、改修したときには、並行して施設の設置管理条例も提案させていただくということになるかと思っておりますけれども、そのときに管理のありようについては説明をさせていただくということで考えておりましたが、今のところ、町営の公の財産でありますので、指定管理者制度を導入しながら、

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

効果的な使い方ができないかということで、新しい法人あるいは農協さんとも協議を進めているところでございます。

○委員長（深見 迪君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 次に、20ページの水源林の造成事業で工事請負費、500万円ほど上がっているのですけれども、どのような事業内容なのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

こちらにつきましては、独立行政法人森林総合研究所の森林農地整備センター札幌水源林整備事務所の委託事業でありまして、もともと公団の分収林の事業であります。塘路地区で、今年度においては32.58ヘクタールの除伐を実施する予定であります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 18ページのこの200万円なのですが、この農業用排水の維持補修事業は、場所はどこですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

昨年度も何度かの雨で、町が管理すべき明渠排水路がダメージを受けていて、当初予算でも例年に比べて多い金額で措置をいただいておりますけれども、4月の雨で去年直したところが再度傷められたりとか、あるいは新たに出てきたところがありまして、それらを総体的に補修をするということで、200万円概算でつけられております。ということで、全てがどこという明示はできないのですけれども、新しいところについては、厚生・御卒別地区の明渠であります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 3目15節工事請負費の850万円ですか、多和平の展望台とさつき説明で聞いていましたけれども、展望台そのものの改修なのか、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

展望台本体の改修工事でございます、鉄骨のさび部分の補修、塗装と展望台床面の補修を考えております。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 今回の川村委員の関連なのですけれども、多和平の展望の部分、木の部分が補修はされて結構長もちはしているのかなと思っているものですから、どうしても木よりも、今、木に似た景観に配慮するような材料を使った補修をされるのか、お聞きしておきたいと思います。

同じくまた木でやっていくから、一応、設計委託料も上がっていますので、その間でどのような補修の仕方、これはまた別ですか。そういう形の中でお聞きしておきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 設計委託は、こちらは憩いの家かや沼の部分で、多和平展望台の部分ではございませんが、先ほど川村委員にもご説明しましたように、基本は鉄骨の部分でございます。ただ、展望台の上屋の転落防止柵が半割り丸太を使っておりますので、その部分の朽ちた部分につきましても、若干は交換をしていきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 町営住宅の補償費、桜の南団地の移転ということなのですが、南団地の例えばSの何号とか、移転で何件で、南団地の移転ということの補償なのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） S何棟というのはちょっと私のほうで押さえていないので、考え方といいますか、内容についてご説明いたします。

当初予算で磯分内の団地のほうの関係の移転補償等は見させていただいたのですけれども、桜のほうについては、28年度から磯分内とラップする形でスタートさせようと、南団地のほうを改修しようというふうに管理課のほうと打ち合わせしておりましたが進めておりましたが、今、桜の南団地のほうの改築を進める上では、想定なのですが、そこに住んでいらっしゃる方に移転していただいて、そして空き地をつくってというストーリーを描いておりました。そのために2階建て1棟を建てることも内部で検討していたのですが、その動きが、現在入居されている南の棟の皆さんはというと、その建設予定地の付近の方々が自主的に出られるとか移転希望されている方が出てきているということが管理課のほうの情報からも得られましたので、今回、それらの方が移転される可能性が出てきたということで、もしかするとその2階建てを建てなくても、28年以降の建

設に対して敷地を確保できる可能性が出てきたものですから、その前作業として、もしこれから管理課のほうの現在入居されている方との交渉の中で、桜から、桜とは限らないのですけれども、どこかに移転される方について、この移転補償費を使って移転が促されることがあれば、新たな2階建てを建てなくてもいい可能性も出てきましたので、それらも踏まえて、まず、この移転補償費については8件を今見させていただきました。

○委員長（深見 迪君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解をいたしました。補償費ではなくて、移転に伴って、例えば今回あったことなのですが、雨漏りによって別棟に移転といいますか、移った方もいらっしゃる。そういうときの、要するに直しても直り切らないからということで新たな公住に入られた方もいるのですが、そういうのは補償にならないのでしょうかね。

それと、もう一つです。出たときの検査というか、公住のあいた後の修理・修繕等のチェックはどのようにされていますか。

○委員長（深見 迪君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） まず、先ほど言いました場所についてお知らせしたいと思うのですが、桜の3階建て側の平家建ての公住の部分が対象になっているところです。

それで、現在も、転居していったりとかという方たちの部分については、大変古くなってきているものですから、政策空き家ということで、人を入れられない形をとっております。そういう形で進めております。

今回につきましては、先ほど建設課長もおっしゃいましたが、移転して建てるという、一旦転居してもらって建てて戻ってもらうという形ですと、新しい公住、転居部分の建てる工事も何千万円もかかるものですから、それをするのはもったいないわけですから、移転費用でまずは賄ってという考えでございました。そして、現在、雨漏りがひどくて古くなってという形で転居している方たちについては、建てかえの部分ではありませんので、補償という形では対応はしてございません。

中身のチェックでございます。それは、転居した時点で家具等がありませんので、雨漏りの跡ですとか床のへこみ、そういったものをチェックして、もし使えないような状態であれば補修をするという形はとっております。

そして、今回の南団地の部分につきましては、将来的に壊すのがはっきりしているものですから、政策空き家として人を入れられないという形をとりまして、修繕費のほうもなるべくかからないような形で対応しております。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） ちょっと継続費で、26、27年の小学校と屋体の関係なのでありますけれども、ここで補正をされて、2年全体では約4,000万円を超える金額の補正をされております。今年度は学校と屋体とで二、三百万円なのですが、来年度は約4,000万円近い金額になる、これのこうなった根拠についてご説明いただきたいなと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

継続費の補正につきましては、数字的には、今、委員おっしゃったとおりでございます。磯分内小学校の校舎と屋体の建設事業費でございまして、3月におきまして継続費の補正から今回の補正後に全体で4,195万3,000円、それから年割りにおきましては、ことしの224万5,000円、来年度で3,970万8,000円という状況でございます。

今回このようになった理由なのですが、まず大きいのが、人件費がこの当初の補正前の額を算定したときの単価よりも約7.5%ほど上昇してございます。それから、鋼製建具のサッシ類とかなのですが、これにつきましては、調整率、値引き率とも別名言うのですが、これのルール変更がありまして10%ほど増加してございます。それから、大きいのが木材の単価が約20%近く上がってございます。あとは、12月段階で私どものほうでは概算をはじく、まず第1段階が出てきてこの継続費の調整をかけるのですが、この間、人件費等や物価の上昇等がかなり影響するなということとは想定はしていたのですが、想定よりもかなり上がってきておりまして、そのベースになっている比較対象物が直近の虹別中学校を頭に入れながら私どもはじきました。今言った3点、人件費、鋼製材、木材のほかに、校舎の平面形状が、虹別中学校は横長だったのが、四角に近くなりましたので、それも屋根を高く上げたいということで、この部分でも材積が、木材の部分がふえてきて木材比率が高いということ、それから多目的ステージやテラスを設置しようということもありまして、このあたりも精査をかけました。学校サイドのほうとも協議いたして、今回、より精度の高いものに精査をしたということも影響しています。屋体のほうは、まだ懸案で、検討事項でありました便所の関係が、協議が調って校舎のほうに統合することでこの部分が減額になっておりますのと、あと校舎の部分は木造で木を

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

使って20%の影響が大きいのですが、屋体部分については、Sの鉄骨造なものですから、木材系が比較的反映されないと、単価の上昇分が。その分で、屋体部分については4.1%、700万円ぐらいの減額になってございます。校舎棟では約12%の上昇になって、両方合わせまして全体では7.2%の4,200万円ぐらいが上昇となっているのですが、年割りでいきますと、26年につきましては、基礎工事までが主体になって、その木材とかの影響が少ないものですから、来年度に大きな影響が出てきて上昇率が上がるというこの年割りの比率になってございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ということは、結論から言うと、ことしの分は基礎工事までだと。だから、主に人件費というか、その部分の上昇率が主だと。来年度以降はさっき言ったような説明が、課長が言ったように木材だとか、そういうサッシ類の上がった分だとかという、加わって労賃も上がるので、約4,000万円近いものが上がってくると、こういう理解でいいですね。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） そのとおりでございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今の関連ですけれども、人件費が7.5%の上昇ということですが、これは労務単価が上がったから、人件費としてこのように上昇したという理解でいいですか。

○委員長（深見 迪君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） そのとおりでございます、毎年4月で上がっていたやつが、前倒しでことし2月に上がりました。その影響でございます。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、以上で議案第37号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第38号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から8款保健事業費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から8

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

款繰入金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第38号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第39号、介護保険事業特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、3款地域支援事業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 予算化されています成年後見人の分で3名ということなのですが、本町として考えられる対象者といえますか、それらは把握されておりますか。

○委員長(深見 迪君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) 今回予算化したものにつきましては、町長が申し立てをしななければならない人が出た場合に、町の規則を用意していますので、それにのっとった分の予算化だということです。現在、26年度に入りまして、町長名で家庭裁判所に後見人の申請するのですが、既に家裁の審判がおりたものが1件あります。それから、現在申請を行ったものが1件あります。それから、現在申請中の手続を担当のほうで行っているものが2件あります。それで計4件になりますので、今回、当初予算の1件分と合わせて3件分につきまして、予算化をお願いしたということです。

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、歳入歳出予算、歳入、8款諸収入について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第39号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時20分

○委員長(深見 迪君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) (発言席) まず、2点ほど総括をさせていただきたいと思うのですが、まず1点目は、前にもこの場所で私が申し上げましたけれども、標茶

に桜の公園的なものをつくったらどうなのかということでお話をした経緯がありますけれども、そのときには営林署の茶安別に行くところの坂道のところということ話をしたことがあるのですけれども、そのときには営林署の土地を入手するのは困難だというようなことで、とりあえず取り消しになったみたいな形なのですけれども、今回、なぜ私がこれを言うかといいますと、4月の段階で常盤の町内会の総会のときに、私が少しおくれて行ったときに、町長が挨拶の中で、町民から桜のそういう場所をつくってはどうかというような話があったというように聞いていたつもりなので、それであればやはり標茶にもそういう観光的なものをつくるのも一つの方法かなということで、正直なところ、町長もそういう前向きの考えを持っておられるのかなというふうな感じはいたしました。私が聞いているのは、そのときに確実にこうだとは聞いていなかったもので、そんなような話が、ニュアンスがあったので、それとやはりことしも桜は非常に早くこちらのほうに回ってきたわけですけれども、5月2日、私も函館のほうに桜を見に行くということになったら、森町の桜もすばらしいですよということで、そこを見に行ったのですけれども、確かにここの中学校のグラウンドぐらいの広さの中に、すばらしい桜があったと。そうすると、それなりに店も出ていながら、観光客も随分いたと。そういうことを考えまして、日本で一番遅いのは根室のほうだろうと思うのですけれども、2番目でもいいのではないかとということで、この辺の人たちは非常に、桜、桜といっても弁当を持っていたり、花見をできるような場所というのはそうそうないわけなので、昔は軍馬山に花見というのもあった経緯もありますけれども、また茶安別の途中にもあったと。小さいときにそういう記憶はあるのですけれども、標茶の町民が、行けば厚岸、今、釧路町も非常に有名になってきていますけれども、標茶にもそういう公園的なものをひとつつくってはどうかということが私の説明なのですけれども、例えば場所的にないとすれば、先ほど多和について、展望台についてそれなりの予算がついて、850万円がついているけれども、その中身はやはり売店ですか、標茶の物産協会もやっているわけですけれども、そういうようなことで多和にそういう場所をつくって観光客を呼んだらどうなのかなど。ひとつ、やはり標茶にはそういう場所がほとんどないので、せめて正月ですか、初日の出を見るというような形の中で、そのぐらいしか余りやっていないし、せめてあそこにそういう桜の木を植えさせるということが、非常に町のためにもなるだろうし、活性化にもなるのではないかといい気もしています。

それとまた、やり方によっては、例えば町民に1人1本でもいいですけれども、各家庭に1本でもいいですけれども、前にもその話はしたことがあるのですけれども、そういうような桜の木を自分たちで植えさせて、例えば名札をつけさせてやると、それなりに皆さんが楽しみながらその桜の木を見るということもあるだろうし、またここで1つわからないのは、小学校がここで改築されるときに、あそこにすばらしい桜があったわけですけれども、その種が何か高校に植えてあったとか、植えたとかというような話を

ちらっと聞いたのですが、この辺ちょっとわかれば教えてもらいたいのですけれども。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

常盤の町内会で、確かに私、その話をさせていただきました。実は毎年、桜のシーズンになると皆さんからそういうお話を聞いて、何とかつくりたいなということいろいろお話をするのですけれども、何せこの地の桜はあつという間にいなくなってしまうと、なかなかということだったのですけれども、ようやくことし、いろいろな方にお話をしまして、ライオンズクラブさんのほうと一緒にしまして、実は駒ヶ丘公園でとりあえずことし10本ほど植えました。軍馬山のほうにライオンズの森というのがあります、ライオンズクラブさんのほうも1回植えた桜がなかなか伸びていないということもありまして、そこをもう一回再整備したいというお話もあります。今のところ進んでいるのはその計画でありますけれども、ライオンズさんのお話では、これから10年ぐらいかけて、何とか軍馬山のライオンズの森にもう一回桜を再生させたいというお話を伺ってしまして、町としてもできるだけの応援をしてみたい、そのように考えています。

小学校の桜の苗については、私もそのことを非常に大事だなと思ってまして、何とかみんなで守りたいなと思っているのですけれども、詳細については、農林課長が承知していますということですので、課長のほうから答弁をさせていただきます。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 桜の苗の話についてお答えいたします。

当時、小学校のPTAのほうで、いい、立派な桜なので、何とか絶やすことなく引き継いでいけないものかということで、新しい学校の計画もあったわけですから、その外構等に活用できないかという思いで種拾いを行いました。今現在、当時新聞でも報道されましたのでご記憶の方もいらっしゃると思うのですけれども、町内の種苗会社2件に協力をいただいて、種を預かって育苗していただいております。学校のほうで直接使うのは面積等が限られておりますから、残ったものについてはお使いくださいというような形をお願いをしております、昨年聞いたときには、まだもう少し背丈が足りないのではないかというようなお話でありまして、まだ移植のほうには至っていなかったという現状であります。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、町長が言われたように、桜はぱつと咲いてぱつと散るわけだから、これは誰も知っているわけですが、そのライオンズクラブのことはそれはそれとして、ただ、私は軍馬山にあるといっても、例えば桜のそういう名所をつくったら、駐車場がすごく必要になってくるわけですね。そうすると、例えば軍馬山の場合は高いわけですから、上のほうにまでずっと車が入れるような場所をつくったり、

いろんなことを考えていくと、非常に不便な、確かに街から近くていいのかなということは誰しも考えるわけですが、ただ、多和平の場合は、相当広い面積がありますから、ああいうところで、町長もきのう3期目の表明をしたところですから、本当にひとつ思い切ったそういうようなものを町民のために残していくというのもやり方かなというふうにも考えていますので、ぜひそれはライオンズだけでなく、先ほど私が言いましたように、やはり町民に協力をしてもらって、そんなに金が、その場所さえあれば、1本幾らするのかちょっと私も大きさによってそれなりに違いがあるだろうと思いますけれども、やはり町民がこぞってそういうことをやるのが、将来において非常に有意義な桜の場所ができるのでないかなというような気がします。

それと、農林課長の話で、苗については、今、何センチかわかりませんが、それだって結果的には2本や10本の話ではないだろうと思うのです。相当な数があると思うので、その辺をどのように生かすかということもこれから考えていかなければならないと思いますけれども、ちょっと一応、例えば何本くらいあるのかどうなのか、その辺はわかりますか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど申し上げたように、当時の小学校PTAの取り組みでありまして、現状、苗としてどれほどの本数が成長し切れているかについては、農林課のほうでも把握しておりませんし、恐らく小学校PTAのほうでも、そこまで詳細については押さえていないと。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 後藤委員のご提案のその多和平につきましては、多和平という場所は桜を育てるのにいいのかどうかというのは、ご案内のように、町内でいろんなところで桜を植えていますけれども、なかなかやっぱり育たないということで、実はライオンズクラブさんには森林組合の組合長さんも参加をされておりまして、そういったプロの方たちのご意見も承りながら、とりあえず軍馬山というお話でありますので、それからそういった中で町民の皆さんからいろいろなお話がやはり出てきて、ではみんなというお話になるのではないのかなと思っておりまして、とりあえず私ライオンズさんだけでいいというお話をしたつもりはありませんで、これをスタートにしたいということで、やっとスタートができたということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 多和平に育つか育たないかというのは私もよくわかりませんが、ただもう一つは、茅沼の憩いの家の先も展望台があるわけですが、あの中にもそういうようないい場所があるのでないかなというような気はします。

ただ、今、町長がスタートラインという話ししていましたが、結局これから町民にどうアピールしてどうするかということは、例えば私がここで今話ししたからって

10人、20人に話しするわけにもいかないだろうし、やはり町が先頭に立って、今、ライオンズがやり始めたので、皆さん方も何とか標茶の町に桜の木を植えようではないかというような音頭取りをするのが町の役割でないかなというふうに考えていますけれども、そのような考えはあるのかなのか、聞かせていただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

茅沼の先に植わっている釧路八重というのは、私も非常にこれが何とか育たないのかなということで、いろんな方に相談をさせていただきました。でも、釧路八重はソメイヨシノと同じで、挿し木でないと育たないということで、プロの方のお話を伺いますとやっぱり実生が強いという話がありまして、とりあえず植えてみてそれがどう育つのか、それをある程度、プロの方に言わせると、やっぱり風とか日当たりとか、いろんなことがあるらしいので、そこら辺も見きわめながらどういった形で進めていくのか、そういうことを考えてまいりたいと思います。

あと何回桜が見られるかというのは、お互いに考えなければいけない、そのように思っておりますので、そういった意味で、できるだけ元気なうちに桜が見られるように、そのように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かにそのとおりののですけれども、いずれにしろスタートラインに立ったというような形で、ある程度町がもう少し積極的にやはりそういうものを残していただければなというふうに考えていますので、この桜の件については、今まで話した中を精査いたしまして、あとは考えていただければというふうに考えていますので、これはこれで終わります。

それにもう一点は、これも前に話ししたのですけれども、国道、それから道道についての標茶町に看板がないということで話した経緯がありますけれども、まだいまだについていないということもありますけれども、これについては、町のほうでどのような土現、それから国土交通省と交渉しながら話が進んでいるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

昨年の3定でのご質問だったというふうに記憶をしているところでありますが、その後、情報収集等を行ったところでありますけれども、これは一般的な部分としてお聞きいただきたいのですが、道路管理者としての基本的な部分でいきますと、不特定多数の方に広く情報を提供するというもので、かつ公共性の高いものを表示するというのが看板の位置づけというふうに伺っております。

委員ご指摘の、当時は病院、集会所等だったと思いますが、それらについては、ケー

ス・バイ・ケースなのでありますけれども、道路管理者が設置する部分もあるかもしれませんが、道路占有をとってそれぞれの施設管理者が設置するというケースもあるというふうには聞いております。ただ、今、道路管理者のほうで言いますと、改修するとか、そういう場面に合わせていくとかという場面もあるし、ただ、新規の部分で新たに立てるという部分では極めてやはり難しい面があるなというのは、私の感想でございました。いろいろ立てる方法はあるのでしょうけれども、看板の乱立が、その安全性も含めて控える方向にもあるというふうには思っています。ただ、これは現段階でありますので、委員がおっしゃっていた部分の必要性については理解しておりますので、これについては、やはり先ほど言いました改修を含めてタイミングもありますし、引き続き道路の管理者と協議を進めて対処願えるものはお願いする、そして施設管理で設置できるかについても、これは道路の敷地もありますので、とりあえずできるかについても研究、検討を引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

なお、一部の動きですけれども、国道沿いの看板で、町の施設でありますけれども、老朽化した部分については、一部改修をさせていただいたというものもありますので、直接的な部分ではありませんけれども、一応動きとしてお知らせをしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 標茶を通過するたびに、ほかの人たちが、役場がどこにあるのだろう、町立病院がどこにあるのだろうということがさっぱりわからないと。駅だってわからないのでないかと、こういうような苦情を聞くわけなので、せめてそれなりの金はどちらが払うか、設置するかはわからないですけれども、そういう例えば開発センターはこっちにありますよ、私もいろんなところ、全道、日本中も走っていますけれども、やはり標茶は本当にそういう標識がないところなので、よくわからないのです。

例えば、標茶高校の場所まで行くと標茶高校の看板が立っているだけの話であって、町立病院、前に言いましたけれども、病院の前の交差点まで行かないと、町立病院というのはわからないと。見舞いに釧路から来ても全然わからないのだが、どこなのだと。ぐるぐる回っている人もいたと。こういうようなこと、また開発センターのあそこでは結婚式があった、何した、葬式があったといっても、わからないと。非常に不便をしているわけなのです。

ですから、例えばできるだけ、もうそういうところには早急に、やはり標茶のイメージも悪くなりますので、標茶の入り口から例えば何キロ先、左側とか右側だろうという看板をやっぱり早急につけてもらえるような努力をしてもらえればと思いますので、そういうことでとりあえず要望だけして終わりますけれども、最後に何か。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

先ほども申し上げましたが、趣旨については理解しますので、手法を含めて研究、検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（後藤 勲君） 終わります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 今、後藤委員が非常に明るい桜の話をしてくれて、多和平、そして憩いの家という話であります。それに加えて、うちの町内のほうの麻生のほうの上には昔の営林署の山がございまして、あれ今まだ営林署の財産なのですが、あそこも非常に、営林署で町だったら売るといっているのであれば、あそこも大変、1回図面を見たことがあるのですけれども、26町歩ぐらいずっとあるのです、駅裏の道路を挟んで。非常にあれを手に入れると、そういう桜を見るのも、それから冬の間、何かスキーをやるにしても、いろんなことができるだけの面積もあるし、駐車場もとれるし、余り鉏路川からこっちのほうにばかり施設をつくらないで、向こうのほうも少しひとつ加えていただいて、検討していただきたいなど、このように思っております。これはさておいて、これも先ほど後藤委員の言ったその桜の公園の中の一つとして入れていただきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、私のほうの質問をさせていただきますが、明るい質問ばかりでしたらいいのですけれども、明るい質問ばかりではないということで、これまた私どもの立場上、聞かなければならないし、言わなければならぬということもあって、ご理解をさせていただきたいなど、このように思っているわけです。

まず1つは、本当に農林課長には大変毎回毎回質問が行って、私自身も何か心苦しいところあるのですが、とりあえず農道の整備事業の、ことしの予算で見た250万円、たしか農道整備、例えば取りつけ道路が壊れたとか、そういう場合に本人が50%で町が2分の1で農協が2分の1でという、この農道整備の事業のことなのです。この事業、きょうまでどのくらいの申し込みがあるのですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

26年度から始めた事業で、ご本人負担が2分の1で、農協が4分の1負担したものについて町も4分の1負担しますよという制度であります。6月3日までという締め切りで、農協さんのほうに取りまとめを行っております、概数はこちらのほうに来たのですけれども、まだ中の金額が出てきていないものとか、とりあえず連絡だけ来たものというような状態でありまして、まだ確定をしておりますけれども、予算的には当初予算で見た金額を上回る勢いで来ているという報告は受けております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、この事業、本人が例えば100万円かかりましたと。100

万円かかったら、50万円は本人の負担だというふうに私理解しているのですけれども、この50万円が、本人の手出しの分が、本人の労働力なり、例えば持っている機械だとか、こういうものの提供で50%の負担だという計算をされてもよろしいのかどうか、それともかかったと。自分も手伝ってもかかった全体の、本人からの手出しが必要なのだよという考え方なのか、私はあるところに説明したのは、自分の労働力なり自分の機械を提供したのをやっぱり換算できるのでないのですかと、こういう話をしてありますけれども、その辺はどんなような解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農協さんとも協議しながら枠組みをつくったのですけれども、基本的にはできれば緩くないところから順番につくってあげたいという思いが強くてこの制度をつくっているのが1つであります。それから、柔軟性を持たせてやっていきたいという思いもあって来ておまして、一般の補助要綱のように、がちがちのものまでにつくっていないつもりであります。これ我々だけではなくて、農協さんと相談しながらつくっているわけなのですけれども、そういうような状況であります。

それで、委員ご指摘のとおり、農家さん、重機を持っていらっしゃる方もたくさんいるわけで、自分で施工できる人もいます。あるいは、機械もないとか、あるいは高齢な経営者で、自分ではできないという方もいらっしゃるって、そのところをどうやってできるだけ平等に、なおかつ限られた予算を有効に使ってやるかという発想で制度をつくったのですけれども、自力施工分につきましては、基本的には資材費を補助対象経費としますということで最終的には決定をしております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、こういうことですか。見積もったら、例えば業者に出す。もし出さないで、自分の力で資材だとか、そういうものを用意して、そして自分でやった場合は、資材のほうだと。ですから、補助が100%きいていくというのは、そういう見積もったやつが、業者が第三者の人に加えてね、そういう中での負担ということになると、負担でそういう人のところであってお手伝いが要請されたときは、それはそこからお金を本人がもらえばいいから、その負担の軽減は自分が働けばできるということなのですから、そういうような解釈でいいのですか、とりあえず柔軟に考えれば。

そして、この事業、非常に皆さんがわかったら、結構集まると思うのです。結構、国道がある、道道がある、その縁はまだすぐ自分たちの所有の土地で、災害で流された、その道路を通っていくと言えれば取りつけががついていた、それはもう完全に道路でもない、道の土地でもなければ町の土地でもない、個人の土地に取りつけががついていたというところもありますから、相当こういうことがわかれば、また結構申し込みがあると思

うのですが、こういうものについても相当数、気を使っていたから、こういう制度の事業をつくっていただいたのだらうけれども、使いやすいのか使いづらいのかわかりませんが、農協の組合員の人間にもう少しわかりやすいPRをしてやってほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど、農協さんが4分の1を補助したのに対して、町も4分の1補助をするという、そういう仕組みを話をさせてもらいましたけれども、この制度を考えるときに一番大きなネックだったのが、個人財産に手を出していいのかどうか、ほかの産業との平等性が保たれるかどうかというところでありました。また、農家さんと話をしますと、特に去年がそうだったのですけれども、たび重なる雨でせっかく新しく排水管を入れたのだけれども、またすぐに飛ばされたとか潰されたとか、あるいは砂利を入れたのだけれども流されてしまったということで、大変なのだ。対象にしているのは、耕作道等でありまして、畑に行く道路であれば、自分で直せるものは自分で直すのだという、そういう話が随分聞かれました。そういうことで、個人財産に対する補助であっても、町内の多数を占める生産者団体が補助するものに対して支援するのは、間違いではないのではないかと発想のもとでやってきているわけなのですけれども、どこまでやるのかという部分について言うと、やはりまず個人財産だから、自助努力ができる方は自助努力をお願いします。なおかつ限られた予算の中で多くの人に回すためには、自力施工分の労賃等については見ないで、資材だけで何とかやってくださいという形で進んできたところであります。

PRのほうにつきましては、農協さんのほうが主体となって進めるということで、農協とも打ち合わせをしまして、農協から全戸ファクスをしたところであります。原稿については、事前に私どものほうに流れてきましたけれども、ことしについては大変申しわけなかったのですが、農協さんのほうの決定スケジュール等もありまして、非常に時期的に差し迫った状況であったものですから、まずPRを急いだということであります。

委員ご指摘のように、内容等にもしかするとわかりづらいところがあったのかもしれないのですけれども、この次以降、その辺については意を配してやっていくように農協とも協力しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長のそうやっておっしゃったことで理解できないということではなくて、いわゆる個人財産ということについては、全くそのとおりなわけでありませぬけれども、私、今の農家の人たちが入っている、それぞれ入植年次持っているわけですけれども、いわゆる入ってきた年度によっては、みんな場所がそれぞれさまざまで、

久著呂から始まって弥栄、茶安別、磯分内、それぞれ立地条件の違うところに皆さんが入って、これだけ標茶のように大きな農村が面積を抱えて、僕はこの実態を見て、こういうふうに農協の時代には解釈していたのです。いわゆる個人財産だけれども、個人の財産なのですけれども、この財産、本当にしょって歩かれないのですよ。そして、営農をやっている、牛乳を搾るといふ、このやつにみんな牛舎をつくったり、いろんなことをしていますから、みんな担保に入っているわけです、第1担保に。そして、生産をやっている。だから、我々が家、土地を持っている、個人財産のところをこうするというような、そういう考え方に私は立てなかった。農家の人のこの財産は、例えば離農しても誰かが引き継いで、この牛乳だとか肉だとかという生産に手を出していくと。必ずやっていくと。その前の人は標茶から離れることがあったとしても、必ずあとは誰か彼かが引き受けて、経営の規模が拡大になるのか小さくなるのかは別にして、だからいわゆる個人財産だからという考え方をこの生産者に対しては私は持っていなかったと。

ですから、私は今課長にお話ししたいのは、そういうふうに思うのもいいのですけれども、池田町長がここは酪農畜産の町だという、その基本的な考え方が私とほぼ似ているのかもわからないけれども、課長が言ったように、ここは個人財産だからこれに町の税金を入れていいのだろうか、悪いのだろうかというのは、私はちゅうちょすることなく、こういう生産に類しているものについては、その条件のそろっている農家の人もいるし、また本当に山坂の中でやっている、そういう人方もおりますから、特にこの災害みたいなのが起きるといったら、取りつけ道路が飛ばされるとかなんとかといったら、もう本当にそういうところの人方が多いのです。そういう中で頑張っていたいでいるわけですから、余り個人財産ということは考えないで、こういうことには予算をつけていただいて、できるだけ酪農家の負担を楽にしてあげながら、生産に励めるようにしてあげてくれるのがいいのかなと思っているのですけれども、その辺いかがなものでか。町長どうですか、私はそう思っているのですが。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

日本の法律を別にすれば、私もやはり農地であるとか水、環境というのは、いわゆる人類の共有財産だと思っています。しかしながら、現実的には個人財産なわけでありまして、それがいわゆる農家でない人の土地とどう違うのかといった場合に、これはやはりかなり難しい話になろうかと思っております。今までそのことを非常に意識しながら、ただ、この何年間の異常気象というものも私どもは冷静に対応しなければならないと思っております、そういった中でやはり去年のように何度も何度もゲリラ豪雨によって被害を受けていると。そういう中で、町民の皆さんにどこまで農家の皆さんの支援をすることがご理解をいただけるのかというのは、正直言ってまだはつきり私としては確信をしているわけではありません。ただ、やはり去年、非常にそういう状況が厳しかった

ということで、とりあえず農協さんともお話をしながら、どういった形で生産が支援できるかということで、手探りの状態の中で支援を開始したのが実態であります。

したがって、時間的などか、いろいろと問題があるかと思えますけれども、この1年間のやったことを踏まえて、農協さんともお話をさせていただき、また議会の皆さんのご意見も承りながら、来年からどういった形にしていくのか等々については、来年のことは私もまだ言えませんけれども、そういうぐあいに考えていきたいという思いで今回スタートしたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 個人財産だからという意味ではわからないわけではないのですが、こうやって農地やなんかの場合だと、その農地に行くために生産に必要な、普通の生活をしていけばその取り付け道路を通らなくてもいいかもわからない人が、生産のためにそういう取り付け道路をつけて、また流されたり、いろんなことの繰り返しをしているわけですから、できるだけその辺の割り切り方は、私は町内においては、うちの町民からは理解をしていただけるものと考えておりますが、そんな意味で農協とも十分考えながら、うちの酪農家の人方のために働きやすいような環境を、さらにさらにこういうことを通してつくっていただきたいと、このように思っており、次に移ります。

次に、新規就農の今回盛られている5,000万円の中御卒別の関係について、ちょっとお聞きをしておきます。

いずれにしてもこの施設は、先ほども二、三の人からも質問がありましたけれども、町独自の施設で、後でまたこれの設置条例何かをつくって、ちゃんといたしますよということでもありますから、それはそれでいいのですが、それでこれと今の農協さんがやろうとしているタックス株式会社との関係なのですが、これ人数的にこの定額の最大のイメージで、新規就農として短期と長期的なものもあろうと思うのですが、町のほうで今この計画をつくった段階で、イメージされているのはどんなようなイメージをされていますか。この施設の長期と短期の人方を雇い入れたりして、それから中での内容、新規就農者に対する教育のほうまで考えておられるのですか。その辺もひっくるめて。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

元の中オソの学校校舎の改修に絡む話なのですが、もともとはご指摘のとおり、隣接地に新しい法人TACS（タックス）しべちやが施設を構えて営農を始めるというところが発端ではありましたけれども、今、標茶町では新規就農者誘致特別措置条例というのを持って、これまで新規就農者を誘致してまいりました。ただ、最近では近隣の町村でも研修牧場を持っているところにどうも引き合いが多くて、標茶町にはそう多くの希望者が来ないような状況が何年か続いていたのが現実であります。では、標茶で研修

牧場をつくればというようなことにもなるのですけれども、TACSしべちゃにおいては、一生産法人ということでありまして、実習生、研修生の受け入れ機能については担っていただけたということでありました。

そういう協議をしている中で、出資者のほうから、中オソの学校を施設として活用できるのであれば、非常に外観にもすぐれた建物でありますから、研修生、就農希望者がここで研修したいということに来てくれるのではないかとというようなことで、改修の計画につながってきているところであります。

今現在、TACSしべちゃのほうでは、経営計画上は8人まで雇用するということを持ってはいるのですけれども、それを全てあそこの施設で収容できるかということ、なかなか難しいところであります。校舎だけではなくて、職員住宅も比較的新しいものが2棟と古いものが1棟ありまして、それらも活用しながら、世帯向けについては教員住宅を活用すると。夫婦持ち、家族持ちについては、3組入れることができると。それから、学校については、普通教室が3つあるのですけれども、これについては、長期間標茶で研修を希望する方を入れる部屋にしよう。それから、恐らく何週間とか、そういう短い期間で、まず酪農がどんなものであるかを知りたいというような引き合いもあるので、保健室、校長室等の比較的狭い部屋を短期研修用に2部屋用意しよう。それから、音楽室があるので、こちらについては、管理人が入れるような比較的大きな部屋として用意をしておこうということで、今、全部で6室改良しようというふうに思っております。

それから、研修生の教育のお話にも触れられておりましたけれども、多目的ホールですとか、それからステージ、今、学校のときには図書類を置いていたスペースがあるので、それらについては、レクチャールームとして活用しようということで、研修生の座学に使ったりとか、あるいは既存の農学ゼミナールですとか、地域の方々と一緒に勉強したり交流したりとか、そういうスペースに多目的に使っていききたいなということでもあります。

また、まだ農協さんあるいは新しい法人と協議が十分詰まっておられませんけれども、新・農業人フェアというものがあまして、そちらのほうで情報発信、情報収集をするようになるのですけれども、最近女性単身者の方の参加者が非常に多くなってきているということがあまして、この新しい部屋についても、女性をどういうふうに迎え入れやすくするかということは今検討しているところであります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そして、まだこの施設はいろいろと詰まっていないわけですから、こうだあだと決めつけたようなことは言えないのかもわかりませけれども、この今回やろうとするこの部分についての、管理人を置いて最終的にはこの施設を指定管理者か何かのことも検討しようということなのですが、この運営管理、管理人までの人件

費も入れて、とりあえずは町直営での考え方ということでよろしいのですか、この施設の運営管理は。今後どうなっていくかわからないところはあると思うけれども、今、考えられているのはそういうことなのですか。どうなのですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

公の施設の場合、直営という言葉の使い方がちょっと難しいのかなと思うのですが、公の施設とすれば、直営か、指定管理者しか基本的にはないですね。原課としては、今、指定管理者制度を使いながら、効果的な運用をしていきたいというふうに検討しているところであります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 非常にいいことだな、いよいよ標茶もこうやって始まってくれたのだなというふうに思って、この企画の中身が本当に現実に動いてみてすばらしいものになるのではないのかなと思っていますから、よく農協と協議して、前によく転がるようにしていただきたいなと思います。

それで、次、別の問題に移らせていただきますけれども、屠畜場の関係をちょっと聞かせてください。

いわゆる屠畜場、食肉加工施設ですか、屠畜場と言うよりもそう言ったほうが町長もいいというから、食肉加工施設ということなのですが、この土地の選定が今されていると思うのですが、先ほど菊地委員のほうからも出ましたけれども、いろんな話が出てまして、やはり何かぱっとしないというか、私自身に入ってくる範囲内で、皆さん方はぱっとしているのかもわからないけれども、私たちのところに入ってくるのがぱっとしていないという感じなのです。

それはなぜかという、何か今月の6月3日に、組合長会か何か標茶に入ったのですか。そして、何か目新しい土地を探したのか、何か知りませんが、に当たって、その周りの人方が知らない、そういう現実があって、何なのだろうかという話が入ってきたのです。いや、これはまずいなと。これは何ぼ何でも、もしそれが本当だとしたら、どこの土地に決めようが、どこの土地を誰が見に行こうが、やはり誰々の土地を見るのであれば、事前に知らせるとか、コンタクトをとって行くと。まして、なおかつ言わせていただければ、周りの農家の人方なり周りの人方に、そういう誤解もされないように対象者の人方によく話をするとかという根回しがされてあったのかどうか。また、この今私の言っている6月3日という日にちが間違っているかどうかわかりませんが、言っている内容の現実が本当にそうだったのか、私のほうに言ってきた人が間違ったのかどうかわかりませんが、その辺は実際の行動としてはどうだったのですか、町のほうの行動は。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、6月3日の件なのですけれども、済みません、ちょっと記憶なものですから日付を間違っているかもしれませんけれども、5月30日に、ホクレン中央会、それから畜産公社、標茶町で個別の検討課題の会議というものを開きまして、そのときに私どものほうで選定した候補地について、今のところこういうところがいいのではないかということだと思っているということだということを伝えました。

これまでも申し上げているとおり、場所は複数箇所提示をして、どこが一番いいかについては生産者団体に判断をしてもらおうという、そういうことで進めてまいりましたので、私どもの情報提示を受けまして、6月3日に根釧の組合長会で現場を見たというふうに知らされているところであります。

それで、実はその5月30日にも、私を含めて先ほど申し上げました個別課題の検討会議のメンバーで現地を見ておりますし、6月3日にも組合長会が行っているということで、もし周辺の方が目撃されたのであれば、そのいずれかであろうというふうに思っておりますけれども、委員ご指摘のとおり、事前に地権者にコンタクトをとるべきだったのかどうかというのは、もしかするとおっしゃるとおりなのかもしれませんけれども、まだ当時は複数箇所ある中で、どこになるかわからないという中で、果たして全てに知らせるのがいいのかどうかというようなことを考えた結果として、まず道路から眺めるだけなので、ちょっと寄らせてもらって、そこで優先順位がついた中ではきちんとらせていこうということだということを考えたところであります。

委員がおっしゃっているような話が実は広がっているぞということも知らされましたので、先日は、その候補地の中で一番いいというふうに言われたところの地権者の方、それからその地域会、それから近隣にある関連会社等について、今の動きについてはお知らせをしているところであります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） どうも何か手順が違うというのか、普通ならちょっと我々では考えられないのですよ。来たところは、道路からこうやって見たというわけでもないよだよ、何か。そろそろおりにきて、写真は撮る、それはその本人にしてみたら、言われていけば何かわかるのに、本人だって言われていなくてわからなくて、そこに町もついていったのですか。ついて6月3日、回ったのだっけ。ただ、私は、やっぱりそのことを公にすることが、かなり今後の情報が漏れることによっておかしくこの情報が使われたりなんかするということの心配は、これはないということはないにしても、しかしその受益者だとか、それからそういう話が心配だなという形の中では、何か根回しというか、そういうものをしながらやはり入るもので、直接入れるのだったら直接でもいいのですけれども、そういうところの誰かの親戚になる人だとか、そこを親しくつき合っている人だとか、いろんな人を通じていろんな根回しをして、そして入っていくと

というのが僕は普通考えるのだけれども、それでもそういう漏れないようにということを頭に入れながら僕はやれると思うのだけれども、どうも話がぼっと入ってくるのが、もう何か子供のやっているような仕事みたくなくて、まさかまさかと思うことで戸惑っていたのだけれども、この辺ちゃんと我々もこういうふうにしてやっているのだよということぐらいちゃんと言えるようになかったら、いやいや、そんなことなんかやっていないだろう、そんなことはないはずだぞとかと何か僕らもわけのわからないやつ、首を横に振ったり縦に振ったりして答えなければならぬというのは、これ、つらいものですよ。

ですから、やっぱりもうここまで来て、標茶にということになって、町長も最大の努力をすると釧路新聞にまであれだけ大きく報道もされたのだし、であればどういうふうにして情報がある程度限定的に漏れても、その範疇の中の地域の中だけでおさまって、ちゃんと何か所かが見られるような段取りというのはやってもらわないと、今、我々が入ってきているような状態の中では、本当に困る。

その辺は本当のところ、どういう調査というか、組合長会に投げかけたのだろうかという。投げかけて、こことここを選んだから、見てきてくださいと農協に渡して、町のほうはついていかなかったのですか。その辺ひっくるめて、もう一度お願いいたします。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

5月30日に同行いたしまして、いろいろな条件についてご説明を申し上げたところでありまして。そのときに中央会、ホクレンの担当の方が一緒に同行されておりまして、6月3日の組合長会の行動には、町のほうでは同行せず、農業団体の方々が同行して、私がした説明をしてくださったというふうに聞いております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは、今回の回ったときには町はついていかなかったのかどうか。ついていかなかったのですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 6月3日については、組合長会単独の行動であります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） やっぱり今度はよくその辺、組合長会のほうだとか農協のほうとよく連携を、町と農協とそこの受益者だとか、いろんなことの連携がとれた上で単独行動をとられるのならいいのだけれども、そうでないとしたら、やはり町もその辺を確認しながら、余り町に今回みたいな話が出てこないような方法で、ついていけないときにはついていけないようにちゃんも行っても話がわかるように、こんな話が出ないような形の中で三者が協議できるようにしてやってもらうか、また回るのだったらやっぱり

町も一緒について回ったほうが私はいいのではないのかと思うのですよ。そうしたほうが、相手だって町の顔がわかっているわけですから、安心もするだろうし、やっぱりそうやって回るときはついていってあげていいのではないのかなと、こう思うのです。

それ私が言っていることが、私の言ったとおり正しいかどうかというふうには、私は何も私の言っているのが正しいからこうすれと言うのではないけれども、私はそういうふうにして進めてもらったほうがいいのではないのかなということだけは、これ言っておきますから中で検討してみてください。

それともう一つ、今度これは庁舎内部のことで町長にお聞きをしておくのですが、この屠畜場の関係は、もうここまで来たら、これも外部から言われたことということでお伝え申し上げますけれども、この屠畜場の食肉加工工場の受け入れ、この態勢が、うちの役場の幹部職員が知るか知らないかはこれは別にしても、これだけの事業なものですから、ある町村で、これだけの事業をやるのに、これだけ新聞も出ているのに、役場の職員さんに聞いたら、我々はよく詳しいことがわからないのだと。だけれども、僕は、町長、これはもうやっぱりそろそろ幹部会でも企画会議でも開いて、町長が言ったこういう体制でいくぞということはもう打ち合わせをしなかったら、やはりどんどんこの話は外部的には酪農畜産でやっているような町は、標茶どこまで進んでいるのだとか、標茶どうだいかということ、聞きたい話なのです。そのときに、うちの役場のきょうこうやっている幹部の人方が、担当でないにしても、やっぱり町長にかわって、こうやってうちは町長を先頭にして頑張っているよということを、胸を張って言えるようにしてもらいたいな、こういうことを思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

このことを今私が申し上げていいのかわかりませんが、実は4月10日に両組合長会から正式に文書で要請がありました。その内容等については、議会のほうにご説明をし、大半の方のご理解をいただいたということで、そのことは組合長会のほうにお伝えをしております。ただ、そのときに申し上げましたように、負担の区分で本町はこれだけを負担をしていただきたいということに関しては、私は議会のほうにも説明をして、ベースがまだ不確定なものがあるのでわからないけれども、大体この程度になると。大体何分の1ぐらいがうちになるということをご説明申し上げました。そのときに、組合長会さんのほうに、他の12市町村に対して、そういったことを説明して了解をいただきたいということを申し出をしたのですけれども、実際には12市町村に対して、負担の数字の考え方を申し上げていないのですよ。ということを実は5月の半ばに、ある組合長さんのほうからお聞きをいたしまして、それではちょっと私どもとしては先に進めないで、できるだけ早くに大体今の考え方の、今の補助事業をどう使って、例えばこういう考え方のときにこういう形ということをお早急に各市町村のほう

に説明をして、ある程度の腹づもりといたしますか、心づもりをしていただかないと、私どもとしては正式にスタートラインには立てないし、正式にお答えはできませんということをお願いして、ただ、その中で、後ろの詰まっている計画でありますので、4月に私どもが要請を受けたのは、5月中に場所を選定してほしいということで、私どもはそのときに、それまでにうちとしては候補地を何カ所か探して、組合長会さんのほうに提示をし、それで最終的な場所を決定していただくと。

先ほど、その候補地の周りの農家の根回しをしなかったのがおかしいというお話がありましたけれども、これは最終的に私が判断したことです。結局、私ども本町がこの事業に対して要請を正式に受けますよということを出すには、ほかの町村の考え方がある程度理解できないと、私どもとしてはできない。したがって、それが先ではないかということでもずっと申し上げていました。組合長会さんのほうにはそれを申し上げて、6月中にある程度の数字の考え方を各町村のほうに提示して、その回答をいただくというようにお聞きをしておりますので、そのこととタイムスケジュール等々がありまして、土地については、先ほど課長が説明しましたように、とりあえず第1候補地というものが出されております。ほかの町村さんの考え方がある程度決まった段階で、この計画がみんなですべてスタートできるということが確認をされれば、それから後に地権者の方にお話をしてお話をいただくと、私は逆に言うと短期間の中では非常に混乱を招くという、そういう判断をしまして、私が責任を持ってそのことは指示したわけでありまして。

それと、もう一点の庁内でみんなに知らせていないではないのかということでもありますけれども、そういうことでもありますので、なかなかうちの町として正式にこの計画についてどうこうという話は、まだできない段階と私は思っています。ただ、この間ずっと、昨年からですけれども、機会あるごとに、例えば課長等会議であるとか予算の会議等々で、私は係長さん以上の方にはこういった計画があつてこういったことで進んでいるということは申し上げています。

実際にプロジェクトという形で、庁内でこれから先、事業を進めるに当たっては、当然農林課が主体になりますけれども、企画財政、建設、水道、それから管理課の一応プロジェクトチームということで、その都度その都度情報交換をしながら、ただそれは、先ほど言いましたように、ほかの町村さんの考えもありますので、それを無視して私どもが進めるというわけにならないというぐあいに私は思っていますので、そのことで若干時間的にずれてきていると。私は、正直に言うと、4月に要請をしておりましたので、少なくとも5月までにはそういったお話があるなと思ったのですけれども、それが進んでいなかったということでもありますので、それは申し上げて、そういう作業を進めていくということをございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私、今、町長の話聞いて、ちょっと私も情報不足だったというか、もう既に遅いなと思って私自身に言い聞かせていたのですけれども、私はもう既に町のほうからこの事業の引き受けを出されたのだなど、こういう解釈に立っていた。事業のこの食肉加工工場のその要請に対して、既にもう、あとは前にどんどん進むだけだと、そういうふうには私はまずこれをとって今お話ししているのですけれども、この要請がまだそういう負担の度合いをめぐってはっきりしていないのだというのは、本当にきょう今ここで聞いたから、初めてみんながわかったのではないのでしょうかね。これわかっていれば、質問の仕方も全然こういう質問はしなかったのだ。

それからまた、これと同時に、土地の選定については、これはその受益者が、私は、驚いたようなことにならないような選定の、現地に入りなさいということを行っている。これは要請があってスタートラインにつけられないにしても、やっぱり人の土地を見に行ったりするのだから、これは私は、別な問題としてお話しはこれ何ら変わるところではない。

ただ、まだこのスタートラインに立てないような状態の中で足踏みしているということを知って、ちょっと驚いているのですが、町長に言ったってしょうがないよな、早くこれが管内的にもうスタートラインにつけられるようなことにならないと、これまた前になかなか、うちだけの問題ではないですから、うちの心構えとしてはもうできているわけですから。だから、前に進めるようなことをやはり農協さんにも頑張ってもらえるように、これは時期が余りおくれたら、また恐らくこれ今からやったら来年の工事になったりしてしまえば、また1年延びたり、畜産公社の今の現状のあそこが延びたり、また、いろんなこともあるわけですから、せつかくこれは農業界が出してきたことですから、私は既に引受要請をもう出してあるものだと思って質問していたのです。私のほうも、そういうことであれば、それなりにまた協力の方法も考えますけれども、ひとつそういうことで、この屠畜場がやはり気持ちよく標茶にできることを願って、受益者も、町民の人方も、ああ、できてよかったなというふうにしなければならぬわけですから、その努力をひとつしていただきたいなと、こう思います。その辺は町長も変わらないと思うのですが、最後、この屠畜場の決意をもう一度聞かせてください。

○委員長（深見 迪君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この件は、今、議会でどうもということでお話をさせていただきましたけれども、これはほかの町村のことでもありますので、私どもがどうこうというお話にならない。ただし、そこがないとスタートできないということも申し上げましたし、タイムリミットとしてとりあえず6月末ということで私どものほうでお願いをして、そういった形で動いていただくことになっております。これがスタートした後に、あとやっぱりかなりいろんな変動等があります。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

ただ、私の思いは、昨日も申し上げましたけれども、私は、この施設が閉鎖された場合の釧根の畜産業に対する影響の大きさを考えたときには、何としてでもやはりこれは必要であるというぐあいに考えておまして、その指名を受けました標茶町としては最大限の努力をしてみたいと思っておりますので、これからも皆様のご理解、ご指導をよろしくお願いいたします。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） あわせて、この屠畜場の関係に、時によっては、町長、やはり町長のお集まり、管内なり集まる機会がそれぞれあると思うのです、町長方の会議が。その都度やはり町長のほうからも、町長の決意を皆さんに伝えてあげて、ひとつできるだけ早く各町村が協力できるような体制も、町長のほうからお願いしていただきたいなと、これもあわせて申し添えておきたいなと、このように思います。

○委員長（深見 迪君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時46分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

館田君。

○委員（館田賢治君） 時間も延長されたからといってゆっくりするわけではないのですけれども、次に塘路の食材についてお聞きをいたします。

これ、ことしになってから、今まで何回か取り上げてきましたけれども、ことしになって連休ももう終わってしまったし、全くやっております。

そういう中で、今後、これどういうふうを考えているのか。私、2回塘路へ行ってきました。1回目は呼ばれて行ったし、2回目はみずから行って、あの施設も見てきました。

それで、これだけ今まで何年もこの食材については議論されていて、なかなか事業でやったやつはお役所の仕事ですから、上部機関のほうもなかなか大変なんでしょうけれども、だけれどもこの辺で方向づけをしないといけないのではないのかなと、こう思っています。今こうやっても、あそこで何かモーター、発電機か何か回っているのですから、何もしなくたって、ああやってお金はかかっています。

そういうことも踏まえて、一体この食材について、どういうふうにするのか、もうそろそろ固めたところでないのかなと思うので、そのお話を聞かせていただきたいなと、こう思っております。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

かねてより委員には、いろいろと気を使っていた施設だというふうに認識しております。これまで、さきには公募をしながら、今現在、有限会社ラグーン等を継続してきたところでありますけれども、その間、町担当課のほうと、それから会社のほうと協議を進めてきたところでありますけれども、今、その中では現場の部分、それから本社の部分とも意見を調整した結果、最終的には現状ではこれまでの営業形態は困難であるというような結論を得たというふうには伺っております。

それで、当面、通年ではなくて、期間限定の営業とした場合というもう一つの考え方があるなと思いますけれども、ただ、この場合は、当初、通年営業ということで募集をかけていますので、これを一度戻しながら検討しなければならないというふうには思っているところでもあります。

その中で、先般、商工会の事務局さんとは、事務レベルでの話でありますけれども、1回話を持ったところでもあります。それと、担当課のほうで、地元観光関係者の方ともお話をしましたが、雨天時の対応等についての期待を持っているものの、これまでそれぞれ複数の業者さんがやっていますが、営業の困難さというのも、非常に難しいところも、理解するというので、引き続き意見交換を行いたいということで受けております。

今後、食の提供を引き続きメインとするのか、体験観光施設等としての任務を模索するのか、全くまた違う施設として任務につかせるかは、慎重に取り扱いたいなというふうに思っております。ただ、意を配していかなければならないなと思うことは、地元業者の方の営業を圧迫しないこと、それから、できるだけ補助金返還とならないような方法などについて模索していきながら、早急に方向性を出していきたいと考えていますので、いましばらくお時間をいただきたいなと思うところでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 副町長、これ、もうそろそろ時間も相当たってきているし、その方向づけをしないと、また同じ地元の人間に相談をして、地元の業界におろしてみたところで、限定的な半年やそのくらいの中では、とてもでないけれどもやっていけるような僕は施設ではないと。だから、もうそろそろ、そうであれば新たな考え方を持って、各上部機関としっかり話し合えば、何かいい方法が出るのでないのかなと私は期待をしているのですが、早くそういう上部機関と相談して、せめてこれを別な方向で使えるような形にしないと、あそこの塘路の人たちがかわいそうですよ。もう全然この食材を挟んで、町に対したって不信感を持っていますよ。もうそういうようなことが町民の中から出るようなことにならないように、早く結論をきちっとしなかったら、私、だめだなと思っているのです。いつも農林課長は本当に、本当に再三私言いますけれども、苦勞しています。そろそろ理事者側で、この食材をどうするのか、どういう方向が一番いいのか、しっかりと方向づけしてくださいよ。そんなまた9月の議会までとかと言わ

ないで、その間に方向づけをしっかりとやってもらわないと、また同じことをやったって、大変ですよ。そして、あの施設、相当金がかかりますよ。見てきましたか、目で。本当に、かなり金がかかりますよ、あれ、再度やると思ったら、同じことをやると思ったら。そういうこともあわせると、やはりあそこをどういう形でやるが一番下げて、塘路の人方にも喜んでもらえるかということを考えていただきたいのですよ。いかがですか。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

私も実際現場を見てきて、状態については承知しているところであります。

先ほどもお話ししましたが、やはり今後、早急にこれらについての方向性、先ほど言いましたが、これまでと同様の食をメインにするのか、観光施設の任務を果たすのか、それとも全く違う任務となるのか、それらも含めて早急に検討してまいりたいというふうに思っているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まず、それはご理解をしますから、急いでどういうふうな観光の面で使うのか、そうでなくて使うのか、早く結論を出していただきたいなと思います。

そして、これと関連するので、今これからもう一つまた話題を変えますけれども、これ関連します。

これ一応観光振興という立場から聞きますけれども、今、釧路に船が入っていますね。お金持ちの人方の船が入っているのです。そして、この人たちが釧路町の達古武から塘路にかけて、そうやってご案内をするのが、JTBの北海道でとったわけです、この仕事を。JRの旅行会社のほうと連携して、その人方をノロッコ号に乗せて、釧路のほうに帰す。この食材供給センターが休んでいる。そして、ここを使いたいという相談が来たと思うのですよ。どこに来たのかわかりませんが、きょうここに並んでいる人方の誰かのところに来たのではないのかなと思うのです。話を聞けば、役場のほうに行きましたと。そして、JTBの人だけでも。そうしたら、塘路の食材を使いたいですよ。フランス料理みたいのをやっているような話を聞いていけば、そういう金持ちの人ですから、来て、行って、ちょっと食事ぐらいとりたいたかと思ったのではないかなと思うのです。そうしたら、休んでいてやっていないと。それでお断りしたという話なのです。お断り。そうしたら、何が起きたかと思ったら、カヌーの人方が困っている。カヌーの人が、500ぐらいあるのですか、塘路に。カヌーの人方が。そうしたら、カヌーの人方が、せっかくお客さんが塘路まで来られなくなった。なものですから、達古武どまりになったみたい、話を聞きますと。達古武まで。釧路町で受け入れをしたのです、今度。という、こういう話。それで、釧路町は、食べる場所や何かは業者がやるのか町がやるのか私わかりませんが、ちょっと耳に入ってきたのは、食べ物や何かも

するレストラン的なものが必要だなというようなことで、何かの動いているらしいです。そして、そこからノロッコ号に乗せて釧路に戻すという話みたいなのですが、私は仮にこの話が本当に標茶町まで来たのであれば、誰がどんな理由で受け入れを断って、塘路のカヌーの商売をしている人方に、何でそんなことにしたのよと言われてここに立っているのですけれども、もしその事情がわかる人がいたら、お話を聞かせていただきたいのさ。いかがですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど、副町長のほうから、塘路の観光、一部観光協会の方とも意見交換をしているというお話もさせてもらいました。

そこで、今、委員ご指摘のお話も伺ったわけなのですけれども、たしか2月ぐらいだったと思うのですが、当時、既に食材供給施設、休館をしていたわけなのですけれども、某大手旅行代理店から、いつ再開するのでしょうかという問い合わせは、農林課のほうにありました。当時は、担当のほうから、今のところはっきりとした日付については申し上げられませんということしか当時は答えられる状況ではなかったもので、そこで終わっていたのですね。せんだってそういう話を聞いたときに、もしかするとあの電話がそうだったのかなというふうに思ったのですけれども、あいにく旅行者がどういうことで問い合わせがあったのか、そういう背景までこちらのほうで知らなかったというところで、話がそこで終わっていたという、そういう状態であったのかなというふうに推察をしているところであります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ、そんな単純なというか、そんな電話で2月に来て、今休んでいます、ああそうですかと言って、カヌーのほうまで影響があるようなことになったとは僕思えないのですけれども、例えばそういうことであれば、これは使えないけれども、どのようなパッケージになっているかとか、この旅行の、その船の人方のそういう内容を掌握すれば、やはり塘路の観光、カヌーをやっている人方だとかなんとかという形の中での協議もできたり、それからまた対応によっては相当数の人が入ってくるみたいですから、例えば塘路にバスがあれば、憩いの家まで行って風呂に入れて戻ってきてでも、カヌーに乗せて遊んで、塘路からノロッコ号に乗せて釧路まで帰らせるとか、何かいろんなことができたのかなと思うのですけれども、それが残念なのです。だから、何かただ単純に、あの食材供給センターはやっておりません、ああそうですか、ではこっちのほうもみんなだめなのですねというようなことではないような気がするのです。塘路のカヌーをやっている人方に聞いたら、そんな単純なことではないように私は聞き取ってきたのですけれども、その辺本当に、仮にこのことも、今、課長が言ったように、こうでないの、ああでないのと言っても、ただお互いに何が事実か

わからない中で話になってしまいますから、そんな話ししたって無駄な時間ですからあれなのですけれども、そのことによって、塘路の今カヌーの人方が非常にまた町に対して不信感を持っていると、こういうことなのです。ですから、何でこれだけの人を逃したのだと。食材がやらなければやらなくたって、カヌーをこうやってやっている人方がたくさんいるのではないかと、こういうことなのです、早く言えば。ですから、このことについて、やはりカヌーをやっている、そういう商売をやっているその代表の人方もよく事情を、このJTBのその会話が、単純に今農林課長が言ったようなことの中でこんなになってしまったのかどうか、その辺理解できるようにお話をしないといけないなど、その事情を。誤解していますから、向こう。今の課長の言うことでJTBを断ったとすれば。

この辺、本当にどうなのですかね。どうも観光の受け入れというか、流れが、釧路町にやられてしまったとかという話になっているわけです、塘路では。この辺が痛ましい話なの。課長のほかに、どこか電話連絡来なかったのですか、どうなのですか。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その部分では、恐らく施設関連の部分で、そこの来た場所は1カ所だったというふうに思いますが、その捉え方でありますけれども、施設管理するサイド側のほうでは、休館ですという形でお答えしたと思っておりますけれども、実際、委員おっしゃるとおりに、その部分と派生する部分をもっと総体的な部分でやっぱり議論するというか、チャンネルつなぎというのが必要だというふうには思っています。それにつきましては、今後も含めまして、そして施設の出だしが以前からお話ししたような流れで進んでおりますので、ただ、持つ意味というのが、もっと大きく観光振興を含めた形の施設になっていきますので、それらの体制については、さらにチャンネル強化といいますか、そういう部分も含めて十分検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ、もうこれ以上また言ってもあれですから、時間がたつだけですからやめますけれども、本当にこれちゃんと事実がどうだったのか確かめてみてください。そして、遅かれとも、やはりこのまだ始まったばかりの夏ですから、一人でも多く塘路に人が入れるように、そういう努力もしてやっていただきたいなと思っております。これひとつ私の話を持って塘路に入って、本当に相談してみてください。

そういうことで、問題、別に変えさせていただきます。5時半ぐらいまでと思っているのですけれども。

次、ことし、町長、人事をされたわけですが、私もよく理解できないでおります。というのは、この人事は、まずは住民課の中に参事が2人誕生したのです。この住民課の

中に参事が担当したということは、発令を受けた人が何も悪いわけでもないのですけれども、きょうここに発令を受けた人が来ておりますが、住民課の中でどういう位置とか立場になっているのか、町民の目から見て、町民の目線から見て、これ町民も言っていることですから、町民の人方からの話でもって私、町民を代表させてもらって言わせていただいている。町民の目から見て、よくわからない。だから、こういうものは町民の目線に立って人事をやらなければいけないのですが、機構改革でもない。そして、ああ、なるほどなど、こういう人事なのかなど。1つは、机はあるけれども人は座っていないと。よくわからないのですよ。だから、この人事というのは、住民課の中の課長なのか、課長がいて、参事が同じ資格なものか、どういうふうになっているのでしょうか、これがまず1点なのですよ。

それで、私も標茶の事務分掌の規則をパソコンで焼いて持っているのですが、4条に「各課に参事を置くことができる」と。「参事は、次条の所管分掌の規定にかかわらず、町長の特命事項を担任する」と、よく私もわからないようなわかるような、こういうことで書いてあるのですけれども、この人事というのは、機構改革ではないわけですから、どういうことなのか、例えば衛生でごみだとかなんとかの担当参事をつくったというのはわからないわけではないなど、こういう理解もあるのですけれども、その辺ちょっと理事者側のご意見を聞かせてください。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

1つは、まず、かねてより業務負荷が大きいというところが多いという部分がありまして、負荷の分散を図るべく検討をしてきたというのがあります。その中で、機構改革という話がありましたが、これは職員との協議の結果、物すごい大枠の部分で整理をしていこうということになって今日に至っているわけです。

ただ、一方で、先ほどの業務の負担が大きくなっているという部分については、変化がないわけでありまして、その中で場所の移動も行いましたけれども、それで多少は緩和していこうということも1つあります。それからもう一つは、環境衛生の業務につきましては、ご案内のとおり、ここ数年で通常業務に加えてプロジェクト的に進めなければならない業務というのがあります。さらに、医師なり医療スタッフの確保が非常に厳しいという状況下でありまして、これは喫緊の課題であるということを踏まえまして、町長の特命参事ということで、環境衛生担当とそれから医療担当の2名を発令したところであります。

この参事職につきましては、過去にも、私の記憶でいきますと、介護保険の関係のとき、それから開基100年等のときに担当参事というのは設定したという記憶がございます。その部分で、今、喫緊の課題を解決するための手法としてこの方法をとらせていただいたと。それともう一つは、先ほども言いました総体的な機構改革については、今後、

されなければならないというところでの今当面の解決策としていったわけであります。

ただ、先ほど空席という形のお話がありましたが、それについては、医療担当参事として任命した者のことだというふうには思っております。これにつきましては、実は任務としてそれらの作戦を練っているということでやってきました。そして、情報の収集やら調整等も行ってきたところでもありますけれども、ご案内のとおり、4月2日に社会福祉協議会の会長を初め副会長さんがおいでになりまして、ご挨拶に来た折に、社協の事務体制を変えたいということで、それらの部分についての職員の派遣という部分を正式に依頼をされたところでもあります。そこの中にあつては、やはり社会福祉協議会、本町の社会福祉を担う大きな機関でありますので、それらについての事務の正常化といえますか、それらを図りたいということについてはお応えしなければならないということで、非常に職員体制としては厳しい状況でありましたけれども、1名を社協のほうに研修派遣という形で派遣することになりました。ただ、それについては、医療担当参事が当たることになったわけは、これは経験上も含めてのお話でありますけれども、ただ、社協さんには医療参事としての任務についても果たしていただくことについてもご理解をいただきながら派遣したところでもあります。

非常に雑駁でありますけれども、発令した経過、それから今現状についてのご説明をさせていただきますところでもあります。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 何て言っているのかな。まず1つは、課長がいて、参事がいて、住民課の中では決裁はどういうことになるのか、これちょっと教えてください。どういう、例えば課長と同格だというのであれば、合議が必要なのだとか、住民課の中から外れるわけでもないのだから、その辺どういうような順番になっているのか。

それから、今、副町長がおっしゃった4月2日に今の医療担当参事が社協のほうに要請があったと。これ、その医療担当がどんなことを特命とするのか私わかりませんが、今の社協の事務の責任者として行っているのに、私はなかなか無理だと思いますよ、二股かけるのは。ある一定の整理を、軌道に乗っているのであればいいけれども、そして医療のどういう担当をこの参事に求めているのか、特命として。特命だから内容を言えるのか言えないのかわかりませんが、お医者さんの確保をすれという命令を出しているのか、それとも今度来た人事で新しい事務局長がなれるまで、医療のほうの担当でいろんなことを教えてやりなさいという参事なのか、どういう参事なのか。それもあわせてお聞かせください。

○委員長（深見 迪君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 1点目の参事の決裁のあり方についてでございますけれども、役場の処務規程という規程がございまして、それに基づいて決裁等を行っているところでもあります。事務処理の順序として、主務係長、それから課長、参事または副町長

を経て町長の決裁を受けるというふうな決裁の順序になってございます。それで、実際には事務分掌によっては、省略をする専決規程というものがございまして、最終的には町長に行かないで課長あるいは副町長の部分で終わるという分掌になっています。

お尋ねの参事については、担当の、今、町長が特命としての事項については、課長と同列でございまして、その課長の部分で係長から課長の欄に参事の部分では決裁いたしますが、所属としては住民課に所属していますので、住民課長が同時にその内容は掌握するという決裁になるところでございまして。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

医療担当参事の任務ということだというふうに伺っていますが、これにつきましては、医療並びに医療スタッフの確保の作戦を練っていくということが1つあると思います。その中では、医育大学との情報交換、それから関係機関との調整、公募方法の検討等々についてになると思います。そのほかに、住民課長と連携しながら、医療とそれから保健総体の環境向上も図るということが1つのことでございまして、それらを期待しての参事発令ということでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 理解したのは、町長の特命がある場合は、参事に特命がある場合は課長と同列で、そういう場合、直接の決裁か、そうでないときは課の中にいる、課長が掌握をある程度していなければならない。

そこで、医療のこの今言われた、副町長の言われたことをやりながら、社協の事務局長をやるといったら、これ大変でないのかなと思う。それはそちらのほうで考えたことだから、それにどうのこうのと私は言いません。立派にそれを果たせばいいのだけれども、それはどの人だっつらいのでないのかなと思うのですが、あわせて今回、この医療の関係で、何か特命の参事にご命令をして医療対策か何かやったことはあるのですか。それ何かあったら、どのような内容のことがあったのかをお知らせください。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

そういう部分では、先ほど4月2日に要請があつて、その後4月9日に協定を結んで、年度内派遣というのが今回の協定書でありますけれども、その間を含めまして、実際に他管内の医療機関、これは医師の確保でかなり実績を残しているところですが、そちらを向きながら医師確保についての情報を得ることとともに、その中でつくりました作戦も含めて、内部で協議もやってきたところであります。それとあわせて、先般も病院事務長と連携しながら、医育大学を回りながら、それらについての情報収集、それから医局とのつなぎ等についても行ってきたところでありまして、今後につきましても、それらに結びつく活動については、進めていきたいというふうに思つて

おります。

ただ、委員おっしゃるとおり、非常にそれを100%やっていくというのはなかなか難しいことだなというふうに思っています。それについては、私どもも含めまして、町長を先頭にその確保についてはやはり進めていかなければならないというふうに思っていますし、何らかの形でカバーしていかなければならないというふうに思っています。ただ、同じくして、社会福祉の非常に大きな機関であります社会福祉協議会の要請についても応えなければならぬと、この両面がありますものですから、苦渋の決断をしたというところでございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、医療対策ということで、これを続けながら社協のほうの派遣もするということなのでしょう。それはそれとして、人事として果たして社協のほうも、また医療のほうも、これから先生、看護師さん、いろいろと不足していると言われていきますから、いろんなことの確保でこれからそういう体制をしいたのであれば、いい結論は出るのでしょうか。そういう思いをしながら、どうもまだよくわからないのは、やはり参事という直接な特命をやるとかどうというのは、早く言えば私はやるのだったら機構改革をがちっとやってくれたほうがわかりやすかったのかなと、こう思っているものからお話しするのですが、よくわからないねということが出るものですから、一応聞いておきます。それで、できるだけそういうことが仕事がわかりやすい状態にさせていただきたいなど、このように思います。

それと、今回、「財界さっぽろ」、出たばかりですから読んでいないかも知れないけれども、財界さっぽろで、「ついに表面化した標茶町の“タブー”」、こうやって全く三流的なものであれば大した私もあれなのですが、これも町の財界さっぽろを見た人は、かなりどういうことになっているのだと。議会がきのうから始まったのですけれども、きのう帰ったら、きょう議会でどんな話が出たのと。いや、何もこの話は出ませんよと。いずれにしても、こうやって「標茶町」と出たわけです。この記事の内容が全面的に否定できるものなのかどうかは別にして、あわせて社協のほうも出ているのです。私も社協の理事をやっているのですけれども、直接の場所にいてやりとりしたわけでもないですからよくわかりませんが、どうも全般的にうちの組織のガバナンスがちょっと低くなっているのではないのかなと。社協もひっくるめてですけれども。

この記事について、本当に町としての受けとめ方が、いや、知らないのだったらごめんね、これ本当に出たばかりだから、わからなかったらわからないのが本当なのです。けれども、こうやって財界さっぽろに出たのですわ。それで、見たという前提でお話ししますけれども、このことについて、どんなような町民に対してお話をなさるのか、それをまずお聞きをしておきたいなど、このように思います。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えしたいと思います。

ただ、前段申し上げたいのは、その記事掲載に当たりまして、私どもは一切取材を受けていない中での掲載だったので、正直言って驚いているというのが一つの全体の感想であります。

その中で、一応記事の内容については見せていただきましたけれども、1つは私ども町とその社会福祉協議会のかかわりでいきますと、これは社会福祉法58条に基づきまして、社会福祉協議会には助成を行っています。これは議会の皆様のご理解を得ながら助成を行っているところでありますが、それにもう一つ、それに基づいて指導監督といえますか、そういう権限を有しているのは間違いないところであります。でありますから、補助金が的確に使用されているかどうかということについては、日々確認をしなければならない、それも事務だというふうに思っております。その中であって、やはり不適切と思われる部分がありましたので、それについての指導については行っているところでありますし、これは社会福祉協議会の最高決議機関であります評議員会の中での監査の指摘事項にもなっておりますので、それについては、私も聞きますと調査特別委員会が開かれて、それらについての内容については調査されるというふうに伺っております。

一方で、その中で人事介入したのではないかというような部分でありますけれども、これについては一つの独立した機関でありますので、それについては私どもは介入するべきでないと思っておりますし、してございません。それについては、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っているところであります。その中であって、先ほどの事情がありまして、私どもが職員の派遣をしたということが今日に至っているところであります。

もう一つ、役場退職者の話も出ていたと思っておりますけれども、それにつきましては、専門職であります。一人といいますとケアマネジャーでありますけれども、その中では退職時に当たって、町内全体のケアマネジャーの人材確保をしなければならないということが1つです。それと、かねて社協の中でも課題になっていました介護福祉部門の採算性の話がありました。それで、双方がやはりそのところで両方が成り立つ形というのを協議したところであります。実際申し上げますと、派遣前では、年間歳入が400万円台、勤務して1年後、800万円台、2年後については1,200万円台の収益を上げていっているということでありますので、そういう部分では効果はあったと思っております。ただ、先ほど言いましたように、人事介入はできないということが大前提でありますので、あそこにあるような形で町が約束をするということは、基本的にはあり得ない話だというふうには思っているところであります。

ざっと見ただけでの話ですので、今、感想といいますか、前段申し上げましたように、私どもは取材を受けていませんので、本当に驚いている中での感想として受け取って

ただければというふうに思っています。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） どこで取材したのかは別にしても、こうやって標茶町と出して出されたら、今、副町長の言っている社協の関係、僕もそのとおり理解できるのですよ。800万円も1,200万円も働いています。本当に理解できる。ただ、こういうようになったのは、今、説明したことがなかったわけではないのだろうけれども、何がこうしてこうなったのか、よくこれから特別委員会をつくって調査だとかなんとかという監査指摘の事項でやるようになるのでないのかなと思うのだけれども、これも1回目を開いてみないとどういふことなのかわかりませんが、ただ、その社協でない部分も、私に電話が入ったのは、このことを聞かれたのは、これを見たけれども、この記事の中で、いわゆる若い夫婦が、奥さんがどんな立場で、もう精神的におかしくなって、そしてこのご夫婦が標茶から出なければならなくなったことは事実なのかと。そのことはもう間違いないのかと。間違いないのかい、その出たのは。本当にそれは窃盗としてはもう間違いないということがあって出たのかと。それとも、それが全くそういうことでなくて出たのかと。町としても、議会としても、やっぱりこれは本当に大変なことだぞと。この記事がうそでなければ。ただ、そういうことがやはりあるものですから、これうちの町の人方だっすごく気にしていますよ、この部分のところは。この部分のところはだよ。本当に気にしている。だから、僕は本来、前にも話したけれども、こういうことの努力を町もやっぱりしてくれないと。私は、いてほしかった、本当に。だけれども、またこういうことがこの財界という本に載ったことは、これやっぱりえらく私うちの町として傷ついたと思っています。

そのことをあわせて、余り私、これ以上のことを聞きたいとは思っていないのさ。だけれども、このことだけは言って、理事者の考え、こういうものに対して、本当にどうなのか。考え方、これはこれで終わって、私ら何も知ったことではないよと、そうやってそういうような考え方なのか。いや、こうやって書かれた以上、標茶町としてはどうあろうと、やはり町と住民との関係なのですから、その辺のやわらかい考え方があるのかどうか、お聞きしておきたいと思うのですよ。いかがですか。

○委員長（深見 迪君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

前段のあった部分につきましては、これまでの経過の部分でありますので、私どもとしては、これまでお答えしていた部分の、それ以上でもそれ以下でもないというふうには思っているところであります。

ただ、記事の流れを見ますと、時系列的にも非常に何か不思議な部分というのも当然あります。もしその中で誤解を受けるようなことがあるとすれば、それについては、私どもはやはり慎重に取り扱いは進めていかなければならないというふうに思っている

ところであります。ただ、委員がおっしゃるとおり、住民の皆さんの信頼があって行政も成り立っていると思いますので、その信頼をきちっと得るという部分については、これはこれに限らずですけれども、全て行政運営の中では住民の皆さんとの信頼、それから協働という部分を念頭に進めていきたいという気持ちは変わらないところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは本当に大変なことだなというふうに思っております。本当にそうやって、今、副町長が言ったように、町と住民との間で不信感を持つようなことがあって、周りにだめだよねという不信感を持たれるようなことになったら、やっぱりまずいのですよ。

そんなことで、今後、こういう問題がどうなるのかわかりませんが、ひとつ行政は最大の住民のサービス機関だと。町民と争ってはまずいのですよ。やはり争ったら公権力を持っている皆さん方ですから、それはそれは強い。だけれども、それを住民の人は皆さんに預けて、住民の本当に最大のサービスといたら、この行政のやっぱり包みしかないのですよ。そういう前提の中でこういう記事が出たりすると、非常に困る。だから、あくまでも、どういうことであっても、本当にもめることなくきちっと解決をできるようにしていただきたいと思うわけです。

最後になりますけれども、4月26日だと思うのですが、町内で停電がありました。停電があって、茅沼全体が停電になったことがあります。あれは雨か何かの、雨でもないのだけれども、何時間も停電になりまして、そして私どももそれぞれ電話が入ったりして、ちょっとお世話もしたりして、役場も一生懸命やっていましたよ。役場もやっていました。

そして、そういう中で1つだけ聞きたいのですが、憩いの家も停電になっていました。なっていたのです。役場の職員がやっていないということではないですからね。一生懸命やっていましたよ。企画財政課長もやっていた、農林課長もいろいろ話ししましたし、やっていました。そのときに、憩いの家のほうに発電機か何か、配置か何かされているのだろうか、どうなのでしょう。あれだけの長い時間停電していた、お客さんがいたと思うのですよ。それからもう一つは、あそこにこすもすの施設があって、介護のほうの関係、老人下宿というか、そういう施設があって、やっている施設もあります。

ですから、あれまでの長い時間になると、やはり何らかの対応をしないと困るわけですよ。それで、とりあえず町の施設として、憩いの家や何かは、仮にああいうだけの長い時間になったときには、そういう発電機か何かをご用意されているのかどうか。

それからまた、ああいうところに老人の人方がいて、仮にいろんなことが起きたときに、本当にちょっと病気をもちながらの人もおりますから、長い間の停電というのはちょっと大変だと思うのです。その辺の対応策というのはどうなっているのですか。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

○委員長（深見 迪君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 委員おっしゃるとおり、4月26日に停電が起きまして、午後4時過ぎだと思えますけれども、かなりの長い時間が予想外に続きまして、町もそれぞれ福祉施設も含めて対応してきたところでございます。全体的に停電は長くて2時間ぐらいが精いっぱいかなというのがこれまでの経験だったのですが、今回の停電においては、6時間ぐらいはなりましたですね。

それで、今後において、長期の停電については、発電機等についてはそれぞれ協定を結んで、必要に応じて対応するという部分では防災上は進めているところであります。公共施設につきましても、ご案内のとおり、随時、各公民館を含めて設置をしてくれているところであります。そういった部分では、これからこの間の体験というか、経験をもとに、あらゆる長期の停電対策について、また構築をしていくという部分では計画を立てていかなければならないなというふうに思っていますので、その部分ではいろんな福祉施設も含めて、観光施設も含めて、そういった部分で対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（深見 迪君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、総務課長が答えて、そのとおりだなと思っておりますので、そういうふうに対応して、今後に生かしていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 討論ないものと認めます。

これより議題3案を採決いたします。

議題3案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

これをもって議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 5時40分)

議案第37号・議案第38号・議案第39号審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 深 見 迪